

石納税第 1396 号
令和 3 年 2 月 19 日

石狩市行政不服審査会
会長 須田 晟雄 様

審査庁
石狩市長 加藤 龍幸

諮 問 書

石狩市長が行った令和 2 年度固定資産税、都市計画税に関する督促（令和 2 年 10 月 26 日付）の取り消しの審査請求（事件番号：令和 2 年（審）第 1 号）について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

【担当者】

石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2
石狩市財政部納税課主査 小本 忠臣
電話 0133-72-3121

(別紙)

1 審査請求に係る処分

石狩市長が行った令和2年度固定資産税、都市計画税に関する督促（令和2年10月26日付）

2 審査請求

石狩市長が行った令和2年度固定資産税、都市計画税に関する督促（令和2年10月26日付）の取り消しの審査請求（事件番号：令和2年（審）第1号）

3 諮問の理由

原処分維持が適当と考えるため。

4 審査請求人

5 添付書類等

審理員意見書及び事件記録（写し）

6 審査庁担当課、担当者名、電話、住所等

担当課 石狩市財政部納税課
担当者名 主査 小本 忠臣
電話 0133-72-3121
住所 石狩市花川北6条1丁目30番地2

答申書

諮問番号：令和3年（処分）諮問第1号

答申番号：令和3年（処分）答申第1号

令和3年3月30日

石狩市長 加藤 龍 幸 殿

石狩市行政不服審査会

会 長 須 田 晟 雄

令和3年2月19日付け石納税第1396号をもって諮問のあった、令和2年度固定資産税、都市計画税に関する督促（令和2年10月26日付）の取り消しの審査請求に係る諮問について審査した結果、以下のとおり答申する。

第1 事案の概要

- 1 令和2年5月11日、石狩市長（以下「処分庁」という。）は、審査請求書別紙不動産目録記載の土地及び建物（以下「本件不動産」という。）に係る令和2年度固定資産税、都市計画税の賦課決定処分（納税通知書番号：0000366232。以下「賦課決定処分」という。）を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 2 令和2年10月26日、処分庁は、審査請求人が賦課決定処分の第3期の納期である令和2年9月30日までに、徴収金を完納していないことを確認し、同日付けで督促状を発する処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和2年11月12日、石狩市長に対し、賦課決定処分及び本件処分の取り消しを求める審査請求をした。
- 4 令和2年12月7日、審査庁 石狩市長（以下「審査庁」という。）は、賦課決定処分に関する部分の審査請求について、審査請求期間の経過を理由に却下裁決をした。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、本件不動産を令和元年12月15日に当時本件不動産を所有する者から売買により譲り受けたが、売買契約に錯誤があり、令和2年8月19日に錯誤無効を登記原因とした本件不動産の所有権移転登記の抹消手続を行った。これにより本件不動産の所有権移転という物権変動は当初から存在しておらず、賦課期日（令和2年1月1日。以下同じ。）の本件不動産の所有者は審査請求人ではないため、審査請求人に対する賦課決定処分は取り消されるとして、本件処分の取り消しを求める、というものである。

第3 処分庁の主張の要旨

処分庁は、本件処分は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第371条第1項及び石狩市税条例（昭和29年条例第20号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき適正になされた督促であり、何ら違法又は不当な点は存在しない旨主張している。

また、賦課決定処分については、本件処分の適法性に関連性を有しないものであり、その審査請求部分についての却下裁決が既になされていることから、関知しないものとして扱われたい、というものである。

第4 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却されるべきとし、その理由を審理員意見書の「第3理由」の記載のとおりとしている。

第5 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「第3 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第371条第1項は、納税者が納期限までに固定資産税に係る地方公共団体の徴収金を完納しない場合においては、納期限後20日以内に督促状を発しななければならない旨規定している。
- (2) また、同条第2項は、特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる旨規定している。
- (3) また、条例第21条は、納期限後30日以内に督促状を発しななければならない旨規定している。
- (4) 条例第67条第1項は、固定資産税の第3期の納期を9月15日から同月30日までとする旨規定している。（石狩市都市計画税に関する条例（昭和60年条例第26号）第5条第1項の規定により都市計画税についても同様。）
- (5) また、条例第68条第4項は、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該納税義務者に係る都市計画税を併せて賦課し、及び徴収する旨規定している。（石狩市都市計画税に関する条例第6条の規定により都市計画税についても同様。）

2 賦課決定処分に係る法令等の規定について

- (1) 法第343条第1項は、固定資産税は、固定資産の所有者に課する旨規定している。
- (2) また、同条第2項は、前項の所有者とは、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をいう旨規定している。
- (3) また、法第359条は、固定資産税の賦課期日を当該年度の初日の属する年の1月1日とする旨規定している。

(4) 審査請求人は、賦課期日の本件不動産の所有者は審査請求人ではないとし、賦課決定処分は取り消され、本件処分についても取り消される旨主張している。

しかし、本件処分に係る令和2年度における賦課決定処分は、賦課期日現在の現況において課されるものであり、賦課期日において登記簿上所有者として公示されている者は、真実の権利関係の如何にかかわらずその年度の固定資産税の納税義務者として決定するもの（大阪地方裁判所昭和51年8月10日判決・（行ウ）17号）とされている。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結語

以上のとおりであるから、本件処分は適法かつ妥当である。

5 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

6 結論

以上のとおりであるから、第4の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

参考

1 審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和2年12月8日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出依頼
令和2年12月15日	・弁明書の受理
令和2年12月23日	・弁明書の送付及び反論書の提出依頼
令和3年1月21日	・反論書の提出催告
令和3年2月9日	・審理手続の終結
令和3年2月16日	・審理員意見書の提出

2 審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年2月19日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和3年3月22日	・調査審議
令和3年3月30日	・調査審議